

**宇都宮市屋板運動場，宮原運動公園，駒生運動公園
害虫駆除業務仕様書**

1 委託業務名
害虫駆除業務

2 委託場所
宇都宮市屋板運動場 宇都宮市屋板町 2 3 1 番地 1
宮原運動公園 宇都宮市陽南 4 丁目 5 番 6 号
駒生運動公園 宇都宮市鶴田町 3 6 6 9 番地

3 施行回数及び施行方法

施設名	施行回数
宇都宮市屋板運動場，宮原運動公園・駒生運動公園	期間中 3 回

4 使用薬剤
殺虫剤 トレボン乳剤 (2, 000 倍希釈)

5 施設施行面積及び樹木害虫駆除剤散布量

・ 宇都宮市屋板運動場	9 0 0 0	×	3 回	=	2, 7 0 0 0
・ 宮原運動公園	8 0 0 0	×	3 回	=	2, 4 0 0 0
・ 駒生運動公園	9 0 0 0	×	3 回	=	2, 7 0 0 0
合 計					1 4, 7 0 0 0

6 委託者への連絡，報告等

- (1) 害虫駆除業務は，実施する前に，委託者に連絡すること。
- (2) 屋内消毒及び害虫駆除業務を実施後は，直ちに「業務報告書」を委託者へ提出すること。

7 経費の負担

受託者は，次の経費を負担すること。

- (1) 業務に要する機械工具類
- (2) 薬剤，消耗品類。ただし，施設内の水道は使用可とする。

8 委託業務遂行上の注意

委託業務遂行に当たっては，次の事項に十分留意すること。

- (1) 業務中は事故のないよう十分注意すること。
- (2) 公園内の樹木を常時観察し，害虫発生時に散布し駆除すること。
- (3) 散布に当たっては，公園内に告知掲示し，公園利用者及び近隣住民に周知徹底し迷惑のかからないよう十分注意すること。
- (4) 樹木消毒薬散布予定日が雨天や強風の時は，散布を中止すること。
- (5) 職務上知り得た情報は他に漏らさぬこと。